

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 27 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380129

研究課題名(和文) 営業秘密の保護に関する横断的研究

研究課題名(英文) A cross-sectional study on the protection of trade secrets

研究代表者

蘆立 順美 (ASHIDATE, MASAMI)

東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60282092

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)： 営業秘密に関する不正競争防止法改正にかかる経緯、裁判例および学説等を調査、分析し、民事的規制、刑事的規制の両面から、特に、営業秘密(2条6項)の各要件について、不正競争行為の要件との関係も考慮しつつ、検討を行った。なお、本研究期間中の平成27年に不正競争防止法が改正され、営業秘密の民事的保護の範囲の拡大や刑事罰の適用範囲の拡大、未遂罪の新設などの改正が行われたことから、これらの内容についても検討の対象とした。

研究成果の概要(英文)： This study examined the appropriate protection of trade secrets from the perspective of civil and criminal law by analyzing the court cases and the discussions surrounding the amendments of Unfair Competition Prevention Act.

研究分野： 知的財産法

キーワード： 営業秘密

1. 研究開始当初の背景

営業秘密の法的な保護については、不正競争防止法の平成2年改正において、一定の取得・使用・開示行為について不正競争とする旨の規定(不競2条1項4~9号)がおかれ、平成15年の同法改正において、刑事罰(同21条)の対象となることが規定された。本改正時には、刑事罰の適用に関して、情報の利用や報道等への弊害、従業者の転退職等に対する過度の抑制となること等が懸念されたことから、民事上規制対象とされている行為と比較して、刑事罰の対象となる行為は、特に違法性が高いと考えられる狭い範囲に限定されており、かつ、法定刑も低く抑えられていた。しかし、その後、営業秘密侵害事件の増加等により、侵害を抑止する必要性が認識されたことから、平成17年、平成18年、及び、平成21年の不正競争防止法の改正により、段階的な罰則の引き上げと、営業秘密にかかる刑事罰の適用範囲の拡大がなされ、現行不正競争防止法においては、営業秘密の領得行為自体にも罰則が適用されるに至っている。

また、営業秘密である情報は、秘匿性を有するところに財産的価値の根源を有しているため、営業秘密の実効的な保護には、訴訟手続において、秘匿性の維持を図るための制度的保証が必要不可欠となる。

この点について、民事訴訟手続に関しては、訴訟記録の閲覧制限(民訴92条)の導入のほか、不正競争防止法上も、秘密保持命令に関する規定(不競10条~12条)、当事者尋問の公開停止に関する規定(13条)の新設による対応が図られることとなった。さらに、平成23年改正においては、刑事訴訟手続に関して、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定(秘匿決定)をすることができる等の規定(不競23条~31条)が導入された。

このように、営業秘密の保護に関しては、不正競争防止法を中心として、保護の拡充と制度の整備が進んでいるものの、改正の経緯において、各改正の内容が、各法分野における従来の議論との関係で理論的にどのように位置づけられるのかについては、必ずしも十分に議論されてこなかった。また、各改正においては、個別の問題を専門分野ごとに分断して議論されてきたために、営業秘密の保護制度全体から、それぞれの諸制度の相互関係について、十分に意識された議論はなされていない状況にあった。

特に、平成2年の改正において、不正競争防止法に営業秘密に関する民事的保護が規定されて以来、民事的な保護範囲に関しては大きな改正がなされていない。営業秘密の保護において中核となる概念である「営業秘密」の概念については(不競2条6項)、特に秘密管理性の要件をめぐる、裁判例や学説において、その解釈につき様々な見解が存在するところであるが、基本的には民事的保護

を念頭においた議論が示されている。しかし、刑事罰の適用範囲が拡大された現行法においては、それに関連する諸手続や刑事罰規定の適用を意識した議論が必要となるように思われる。

そのため、総合的な観点から、営業秘密の保護制度のあり方についての検討が望まれる状況にあった。

2. 研究の目的

1. で述べたように、営業秘密の実効的な法的保護の実現には、複数の法分野による対応が必要不可欠となるが、従来の議論は、原則として、個々の論点につき、該当する専門分野ごとに個別に分析、議論がなされてきたため、各問題に対する対応もパッチワーク的に実現されており、営業秘密の法制度として一貫した総合的な議論がなされてきたとは言い難い状況にある。

そこで、本研究は、営業秘密の保護に関して、分野横断的な研究を行うことを目的とする。

不正競争防止法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各専門分野における理論的研究を基礎として、そこで得られた知見を融合し、不正競争防止法における統一的で一貫した営業秘密の保護制度の在り方を解釈論及び立法論として提示することを目指す。

3. 研究の方法

本研究の特徴は、専門分野ごとに検討、法的対応がなされてきた営業秘密の保護制度および訴訟手続について、各分野における専門的議論を出発点としながらも、各研究者が協働し、法分野を超えた融合的な研究を行う点にある。

そのため、本研究は、知的財産法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法を専門とする4名の研究者により、研究組織を構成することとした。

本研究は、以下の2つの軸により構成される。

第1は、各研究者による専門的知見からの営業秘密の保護に係る近年の改正に関する理論的研究である。具体的には、不正競争防止法や関連法令における改正に関わる経緯や学説、裁判例等の調査、分析を行う。

第2は、各研究者の調査、分析から得た知見を基にした、分野横断的研究である。従来の各専門領域における議論との整合性を考慮しつつ、営業秘密保護制度の全体像に関する研究を行う。

4. 研究成果

(1) 法改正の経緯

不正競争防止法上の規定の改正に関する経緯や立法時の議論等に関し、各種資料に基づき調査、分析を行った。

なお、本研究期間中の平成27年に不正競争防止法が改正され、その際、営業秘密の民

事的保護の範囲の拡大がなされた。本改正では、営業秘密を不正に使用して製造された物の譲渡・輸出入等についても、不正競争行為として新たに追加され(2条1項10号)、差止等の対象とされた。また、営業秘密保有者の立証負担の軽減を図る措置も講じられている。

さらに、刑事罰に関しても、適用範囲が拡大され、営業秘密の転得者も処罰対象とされたほか(21条1項8号)、未遂罪に関する規定も新設された(21条4項)。加えて、一部の営業秘密侵害罪について非親告罪とする改正がなされている。

こうした改正の理由としては、近年の大型の営業秘密侵害事件の発生が認められ、侵害の抑止と実効的保護を図る必要性が述べられているが、営業秘密要件(2条6項)や、不正競争該当性要件である「示された」の要件(2条1項7号)等について、学説等で見解が対立している中、刑事罰の対象の拡大と、これらの議論との関係については必ずしも十分な検討が行われているわけではない。

(2) 営業秘密概念

秘密管理性

秘密管理性の概念について、裁判例及び学説においては、その判断基準について統一的な見解が示されていない状況にある。大別すれば、営業秘密の利用者との関係で相対的に判断されるべきとする見解と、客観的判断を行うべきとする見解が存在する。

なお、平成27年の法改正に先立ち、経済産業省による営業秘密管理指針の改訂も行われ、高度な秘密管理を網羅的に行っていることを要求する立場が否定され、同要件については、比較的緩やかな解釈が示された。

営業秘密の概念については、民事・刑事両面で妥当する概念の構築が必要であり、相対的な秘密管理性の認定は問題があると考えられる。また、媒体ごとに管理体制が異なる場合についての同要件の充足など、更に検討が必要な問題が明らかとなった。

非公知性概念

非公知性については、当該情報が一般に知られた状態になっておらず、保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態をいうとされる。

学説では、非公知性の要件については、秘密管理性要件と相対的に判断をすべきとの見解も存在するが、その場合に、どのような範囲でいかなる考慮が許されるのかについては、必ずしも明らかでないことから、の要件との関係も考慮しつつ検討を行った。また、複数の者に当該情報が知られている場合について、その者の立場、数、使用態様等が、非公知性要件の充足にどのように関係するかについても検討を行った。

(3) 不正開示行為の要件

従業者が創作・形成あるいは収集・蓄積した情報について、使用者がこれを秘密として管理している場合に、保有者から「示された」情報に該当するかどうかについては、学説上、議論がある。この点について、営業秘密は、その他の情報と区別される状況となっていることが必要とされ、情報の集合体として認識されるべき性質を有するものであることから、保有者の情報の管理の態様や従業者の情報の利用の態様を考慮することにより、同要件の充足を肯定することは可能であると考えられる。

(4) 非親告罪化

平成27年改正における非親告罪化の可否については、著作権法における議論とは対照的に、訴訟法上の対応が済んでいるとの理由により、その可否に関する議論は、一部の文献を除き、活発ではない。

営業秘密に関しては、情報の特定や管理体制等の認定の問題などから、非親告罪とした場合においても、保有者の関与が不可欠であることが背景にあるものと考えられるが、著作権法における議論も参考としつつ、非親告罪化の妥当性について検討を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

坂田宏、民事手続法における計画的審理と審理計画、法律時報 87 巻 8 号、2015、10-15、査読無

坂田宏、文書提出命令 国立大学法人が所持して組織的に用いる文書、ジュリスト 1479 号、2015、131-132、査読無

蘆立順美、差止請求権の限界、法学教室 426 号、2016、35-39、査読無

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 1件)

坂田宏〔石川明 = 三木浩一編著〕、信山社、民事手続法の現代的機能、2014、864(57-74)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

蘆立 順美 (ASHIDATE, Masami)
東北大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60282092

(2) 研究分担者

坂田 宏 (SAKATA, Hiroshi)
東北大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40215637

成瀬 幸典 (NARUSE, Yukinori)
東北大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20241507

佐藤 隆之 (SATO, Takayuki)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：30242069

(3) 連携研究者

()

研究者番号：